

第6節 南海トラフ地震等災害対策と感染症対策

1 社会福祉施設等における防災対策の推進

(1) 社会福祉施設の防災対策への支援

成果・現状と課題

高齢者などが入所（通所）している社会福祉施設等では、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合、限られた職員で利用者の安全の確保や避難誘導などを行わなければならない、相当に対応が難しい状況となることが予想されます。

また、自施設が被害を免れたとしても、他施設への支援が必要となることも想定されます。このため、社会福祉施設等においては、日頃から、いざというときの備えをしっかりとしておくことが特に重要です。

このため、県では、平成24年3月に東日本大震災の教訓を生かした「高知県社会福祉施設防災対策指針」（平成29年8月一部改訂）を定め、社会福祉施設等における、より実効性のある防災対策マニュアルづくりを促進しており、入所系施設での防災マニュアルの作成率は100パーセントとなっています。なお、この指針には、台風や集中豪雨などの風水害対策に関する内容も盛り込まれており、地震対策のみならず災害対策の指針として活用できるものとなっています。

また、人命確保のための初動対応を定めた防災マニュアルを整備し、実際に訓練するなどして防災対策を進めるとともに、介護サービスを継続して提供するため、優先業務の整理や地域との協力体制の構築などについて、BCP（事業継続計画）を定めて、日ごろから訓練等を継続して行っていく必要があります。

社会福祉施設は、バリアフリー化された生活スペースが確保されており、かつ、福祉サービスに関する専門的機能を有していることから、福祉避難所としての役割が期待されています。今後も引き続き、市町村での福祉避難所の指定を促進していくとともに、運営の実効性を確保するため、受け入れに向けた訓練を実施する必要があります。

- ◇ 福祉避難所とは
高齢者や障害者など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた施設のことで、市町村が指定します。

今後の取組

○社会福祉施設の耐震化等の促進

耐震化が未実施となっている施設の改築や津波浸水想定区域にある施設の高台移転等を支援します。

○社会福祉施設等のBCP策定への支援

「高知県社会福祉施設防災対策指針」や策定マニュアルにより、社会福祉施設等におけるBCPの見直しや実効性の確保に対する取組みを支援します。

2 要配慮者の避難支援対策の推進

(1) 要配慮者の避難支援対策の充実

成果・現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、高齢者や障害のある方など、支援が必要な方（避難行動要支援者）や消防関係者、民生委員・児童委員など多くの支援者も多数犠牲となりました。この教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成26年4月1日に改正災害対策基本法が施行され、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町村に義務付けられました。

しかし、その後の台風災害等においても避難行動要支援者が逃げ切れない災害が続いたことから、令和3年5月に再び災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。あわせて、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正され、作成の優先度が高い方については、令和7年度までに計画を作成することが求められています。

こうした制度の改正を踏まえ、県では、「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン（平成26年3月作成、令和4年1月改定）」や、個別避難計画の作成及び避難に必要な資機材購入経費の財政支援などにより、市町村の取組みを後押ししています。

こうした取組みにより、個別避難計画の作成率は、令和元年度末の19パーセントから令和4年度末には54パーセントまで上昇しました。

また、災害が発生したときに一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に、特別な配慮がされた「福祉避難所」は、令和元年度の224施設9,951人分から、令和5年度末現在で243施設10,496人分へと着実に増加しています。しかしながら、まだまだ不足していることから、引き続き指定を促進するとともに、資機材の整備や運営マニュアルの作成、訓練の実施等により、福祉避難所運営の実効性向上を図ります。

さらに、要配慮者の避難生活が長期化すると、要介護状態の悪化や災害関連死などが生じる可能性があります。このため、避難生活の福祉ニーズを的確に把握し、福祉支援を行う高知県DWAT（災害派遣福祉チーム）を令和2年12月に発足させ、体制強化に努めています。

- ◇ 要配慮者とは
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とされています。（災害対策基本法第8条第2項第15号による）
- ◇ 避難行動要支援者とは
要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとされています。（災害対策基本法第49条の10第1項による）

今後の取組

○個別避難計画の作成等への支援

各市町村の状況に合わせて、個別避難計画の作成を個別に支援します。特に、効果的・効率的な個別避難計画作成のためには、日ごろから要配慮者の状況を把握している福祉専門職の参画が極めて重要であることから、福祉専門職の参画を促進します。

また、計画の実効性を向上させるため、訓練の実施や必要性が明らかになった資機材の整備を支援します。

○福祉避難所の整備促進

福祉避難所運営の実効性の向上を図るため、資機材の整備や運営マニュアルを活用した訓練の実施を支援します。

○災害福祉支援ネットワークの体制強化

DWATの体制を強化するため、より実践的な研修の実施や先遣隊の編成など、災害対応を想定した体制整備を行います。

3 社会福祉施設における感染症対策

(1) 社会福祉施設等における感染症対策への支援

成果・現状と課題

新型コロナウイルス等の感染症流行下においては、外出自粛による認知機能の低下や通いの場の活動自粛、サービスの利用控えなどにより心身の機能が低下することなどが懸念されることから、自宅で運動習慣を維持していくことの重要性について啓発していくとともに、感染拡大防止に配慮した通いの場などの取組みを支援していく必要があります。

また、介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支えるとともに、高齢者の健康を維持するうえで欠かせないものであり、感染症等が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供される必要があります。

加えて、高齢者施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者などが集団で生活する場所であり、施設内に感染源を持ち込まないよう、感染予防を徹底することが重要です。また、感染症発生時には、適切かつ迅速な対応が求められることから、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応力を強化し、国が定める「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」などに基づく感染症対策を徹底しながら、地域において必要なサービスを継続していく必要があります。

令和3年の介護保険法改正では、全ての介護サービス事業所に、感染症発生時及びまん延時の業務継続に向けた計画（BCP）の策定や、研修及び訓練の実施などが義務付けられたことから、感染防止対策の周知徹底や研修、平時からの事前準備といった、総合的な対策をとることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症発生時には、協力医療機関による相談対応や往診などが必要になるほか、施設内での感染防止対策も必要になることから、安全に施設内療養ができるよう、日頃から医療機関との連携体制を確保しておく必要があります。

あわせて、感染症による集団感染が発生し、職員が不足した場合や、利用者がサービスを利用することが困難になった場合などに備えて、事業所や法人、グループ内で相互支援のための仕組みをあらかじめ整備しておくことも重要です。そのうえで、法人やグループ内でも対応ができない事態が生じた場合に備えて、職員の応援派遣や利用者への代替サービスの提供など、県全体で相互支援を行う体制を維持していく必要があります。

今後の取組

○社会福祉施設等における感染症防止対策への支援

社会福祉施設等における感染症防止対策について、業務継続計画（BCP）の見直しや感染症対策の専門家による実地研修などへの支援を行うほか、医療機関との連携を強化し、適切な施設内療養が行われるようにするため、助言や情報提供などにより支援していきます。